

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年5月31日 |
| 【事業年度】 | 第27期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
| 【会社名】 | 株式会社パパネッツ |
| 【英訳名】 | PAPANETS CO.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 伊藤裕昭 |
| 【本店の所在の場所】 | 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階 |
| 【電話番号】 | (048)960 - 5088(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 宮崎恵子 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階 |
| 【電話番号】 | (048)960 - 5088(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 宮崎恵子 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第23期 | 第24期 | 第25期 | 第26期 | 第27期 |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | 2018年2月 | 2019年2月 | 2020年2月 | 2021年2月 | 2022年2月 |
| 売上高 (千円) | 2,296,168 | 2,835,351 | 3,643,856 | 3,541,515 | 3,629,241 |
| 経常利益 (千円) | 56,297 | 93,041 | 253,659 | 157,159 | 242,851 |
| 当期純利益 (千円) | 38,664 | 58,349 | 174,381 | 111,443 | 157,073 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 172,500 | 172,500 | 172,500 | 172,500 | 172,500 |
| 純資産額 (千円) | 280,223 | 334,284 | 503,491 | 606,309 | 756,483 |
| 総資産額 (千円) | 854,821 | 1,227,323 | 1,440,372 | 1,961,129 | 1,987,360 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,624.48 | 1,937.74 | 2,918.65 | 3,514.70 | 4,385.27 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | 25.00 (-) | 30.00 (-) | 50.00 (-) | 40.00 (-) | 50.00 (-) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 224.14 | 338.25 | 1,010.91 | 646.05 | 910.57 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 32.7 | 27.2 | 35.0 | 30.9 | 38.1 |
| 自己資本利益率 (%) | 14.7 | 18.9 | 41.6 | 20.1 | 23.1 |
| 株価収益率 (倍) | 8.9 | 5.9 | 2.0 | 3.1 | 2.2 |
| 配当性向 (%) | 11.1 | 8.8 | 4.9 | 6.2 | 5.5 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 15,411 | 84,118 | 230,252 | 84,472 | 131,172 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 290,836 | 121,959 | 18,642 | 28,247 | 25,050 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 316,303 | 165,039 | 42,046 | 507,458 | 214,318 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 113,511 | 240,709 | 410,273 | 1,030,825 | 922,991 |
| 従業員数 (人) | 63 | 81 | 96 | 96 | 80 |
| 株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) | - (117.6) | - (109.3) | - (105.3) | - (133.1) | - (137.6) |
| 最高株価 (円) | 2,000 | - | - | - | - |
| 最低株価 (円) | 2,000 | - | - | - | - |

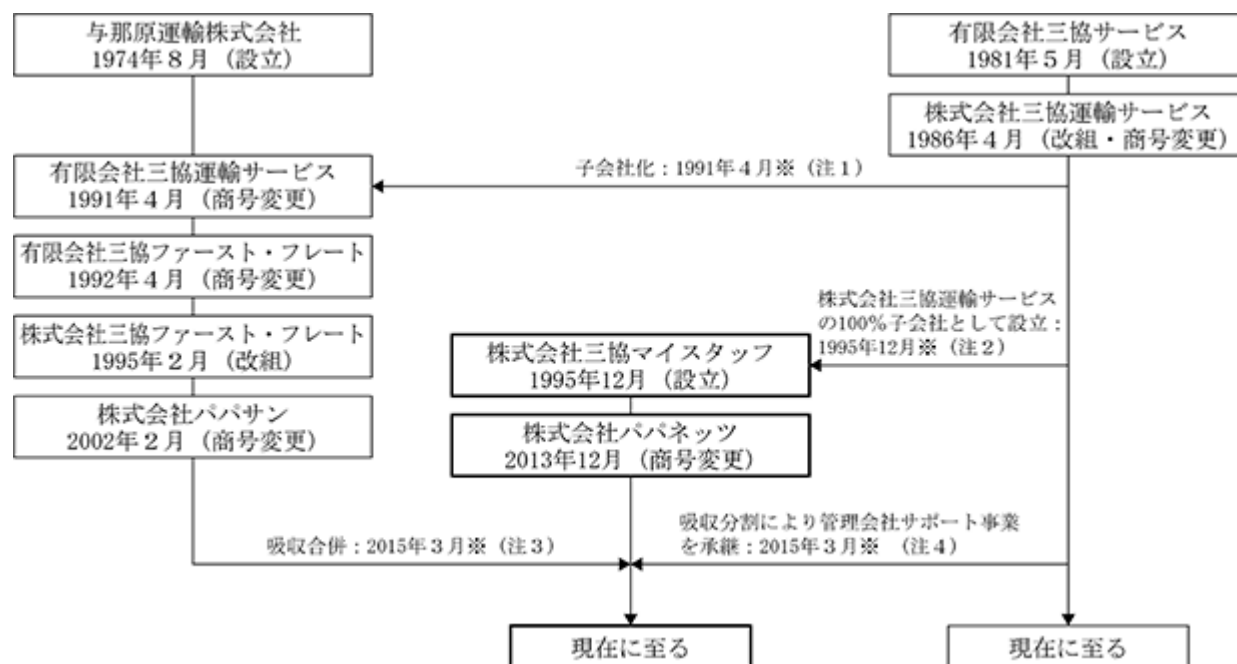
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- また、第24期、第25期、第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 2017年9月8日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market市場)におけるものであります。
- また、第24期(2018年3月1日から2019年2月28日)、第25期(2019年3月1日から2020年2月29日)、第26期(2020年3月1日から2021年2月28日)及び第27期(2021年3月1日から2022年2月28日)については東京証券取引所(TOKYO PRO Market市場)に上場しておりますが売買が無いために記載しておりません。
8. 株主総利回りについては、当社株式は2017年10月30日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market市場)に上場したため、記載しておりません。

2 【沿革】

当社は1995年12月に、埼玉県入間市において、株式会社三協運輸サービス(以下、[表3]参照)の100%子会社として、同社の西関東における引越業務の拠点という位置付で、株式会社三協マイスタッフという商号で設立しました。その後、2002年10月より実質休眠状態でありましたが、新たなビジネスモデルで再出発を図ることを目的として、2013年12月に株式会社パパネッツに商号変更いたしました。さらに2014年4月より、インテリア・トータルサポート事業として、家具・インテリア商材・オフィス什器等の配送受注発注業務である、「全国ツーマン配送ネットワークサービス」を開始いたしました。また、2015年3月に株式会社三協運輸サービスより管理会社サポート事業を吸収分割により承継し、同子会社である株式会社パパサン(以下、[表2]参照)を当社が存続会社とする合併により、「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」の業務を取り込みました。

(以下、[表1]参照)

当社の現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



(注1) 1991年4月 有限会社三協運輸サービスに商号変更し株式会社三協運輸サービスの子会社化

(注2) 1995年12月 当社の前身である株式会社マイスタッフを株式会社三協運輸サービスの100%子会社として設立

(注3) 2015年3月 株式会社パパサンを吸収合併

(注4) 2015年3月 管理会社サポート事業を株式会社三協運輸サービスより吸収分割により事業承継

2016年6月 株式会社パパネッツの普通株式400株(株式分割前)を株式会社花明が株式会社三協運輸サービスより取得したことにより株式会社三協運輸サービスの子会社を解消

[表 1] 当社の沿革

| 年 月 | 事 項 |
|----------|--|
| 1995年12月 | 埼玉県入間市に引越業務の拠点として株式会社三協マイスタッフを資本金15,000千円で設立 |
| 2002年10月 | 業務休眠(2002年10月1日～2014年3月31日) |
| 2009年8月 | 本社を埼玉県入間市から埼玉県越谷市東大沢に移転 |
| 2013年12月 | 株式会社パパネッツに商号変更 |
| 2014年4月 | インテリア・トータルサポート事業における「全国ツーマン配送ネットワークサービス」に係るパパネット受注センターを埼玉県越谷市花田に開設 |
| 2015年3月 | 株式会社三協運輸サービスから吸収分割により、管理会社サポート事業を承継 これにより首都圏本部を埼玉県越谷市東大沢、西日本支店を大阪府吹田市に開設 |
| 2015年3月 | 株式会社パパサンを吸収合併。これにより、レンタル布団業務を管理会社サポート事業へ吸収、 「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」をインテリア・トータルサポート事業へ吸収 |
| 2015年3月 | 東京営業所を東京都中央区に開設 |
| 2016年1月 | 資本金を50,000千円に増資 |
| 2016年10月 | 東京営業所を東京都江東区に移転 |
| 2016年11月 | 福岡営業所を福岡県福岡市博多区麦野に開設 |
| 2017年3月 | 西日本支店を大阪府豊中市に移転 |
| 2017年5月 | 本社を埼玉県越谷市東大沢から埼玉県越谷市越ヶ谷に移転 |
| 2017年5月 | パパネット受注センターを埼玉県越谷市東大沢に移転 |
| 2017年5月 | 備品管理センターを埼玉県吉川市に開設 |
| 2017年10月 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場 |
| 2017年11月 | 福岡営業所を福岡県福岡市博多区半道橋に移転 |
| 2018年1月 | インテリアファブリック管理センターを東京都江戸川区に開設 |
| 2018年2月 | 首都圏本部とパパネット受注センターを埼玉県越谷市越ヶ谷に移転 |
| 2018年5月 | 名古屋営業所を愛知県あま市に開設 |
| 2020年3月 | 東京営業所・インテリアファブリック管理センターを東京都江東区に統合移転 |

[表 2] 株式会社パパサン 吸収合併消滅会社の沿革

| 年 月 | 事 項 |
|----------|--|
| 1974年 8月 | 与那原運輸有限会社を神奈川県厚木市に設立(資本金2,700千円) |
| 1991年 4月 | 有限会社三協運輸サービスに商号変更 株式会社三協運輸サービスの子会社化 |
| 1992年10月 | 有限会社三協ファースト・フレートに商号変更 |
| 1995年 2月 | 株式会社三協ファースト・フレートに改組 |
| 2001年12月 | 本社を埼玉県越谷市東大沢に移転 |
| 2002年 2月 | 株式会社パパサンに商号変更 |
| 2002年 8月 | 東京都中央区に東京営業所を開設し引越のサポート業務を開始 |
| 2003年 3月 | インテリア業務を開始 |
| 2006年 8月 | レンタル布団業務を開始 |
| 2015年 3月 | 株式会社パパネッツへ吸収合併 |

[表 3] 株式会社三協運輸サービスの沿革

| 年 月 | 事 項 |
|----------|--|
| 1981年 5月 | 引越業務を目的として有限会社三協サービスを埼玉県草加市に設立(資本金1,500千円) |
| 1981年 9月 | 自動車運送業取扱業者として東京陸運局に登録 |
| 1985年11月 | 一般区域貨物自動車運送業免許を取得 |
| 1986年 3月 | 本社を埼玉県越谷市宮前に移転 |
| 1986年 4月 | 株式会社三協運輸サービスに改組し商号変更 |
| 1991年 4月 | 有限会社三協運輸サービスを子会社化 |
| 1995年 3月 | ツーマン配送による家具共同配送事業を開始 |
| 1996年 9月 | 本社を埼玉県越谷市東大沢に移転 |
| 2001年 9月 | 管理会社サポート事業の前身のマンスリーマンションサポートサービスを開始 |
| 2015年 3月 | 吸収分割の手続により、管理会社サポート事業を株式会社パパネッツへ承継 |
| 2017年 5月 | 本社を埼玉県越谷市花田に移転 |

3 【事業の内容】

当社は不動産管理会社及びマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社等取引先のサポート業務として管理会社サポート事業とインテリア・トータルサポート事業を大都市圏中心に展開しております。

管理会社サポート事業として、取引先のマンション、アパート、ビル並びにコンテナといった管理物件について当社と契約している事業者にも業務を委託し、巡回による点検等を行っております。

インテリア・トータルサポート事業として、二人体制で大型商材の運送、開梱、組み立て、設置までを独自の配送ネットワークを用い展開している他に、インテリアコーディネートサービス等を行っております。

当社では取引先管理物件の巡回による点検を通して取引先からの要望を汲み取り、サービスに展開することを「御用聴き」と称しております。当社の事業内容は不動産管理会社及びマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを行う御用聴き事業の単一セグメントですが、当社の事業内容を事業部門別に記載すると、以下の通りであります。

(1) 管理会社サポート事業

建物定期巡回サービス

不動産管理会社が管理を行っている建物に対して、定期巡回点検、共用部日常清掃を行い、不動産管理会社に対して報告書の作成を行っております。

当社の不動産巡回点検報告書システムである『じゅん君』をインストールした携帯情報端末を活用することで、点検対象物の写真や清掃前清掃後の写真掲載した巡回報告書を、スピーディーに作成し、不動産管理会社等でWebを通じて適時閲覧することができます。

さらに、システムの特徴を活かし、当社の拠点が無い地域でも業務を受託することが可能であり、全国の建物を対象としております。

◆じゅん君 巡回・点検管理業務サポートシステム



◆物件管理のために当社が独自開発した『じゅん君』は、巡回・点検業務支援システム。弊社スタッフはタブレットに表示されるチェック項目に沿って点検を行い、必要なポイントでは写真を撮影して記録します。環球など消耗品の型番および数量や交換場所も表示されるため、あらゆる情報の一括管理が可能となります。



レンタルコンテナ点検サービス

レンタルコンテナ・トランクルームの定期巡回清掃を行い、報告書を作成しレンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告書の作成を行っております。また、定期巡回清掃に加え、コンテナ及びトランクの専有部において不具合があった場合の補修等も受託しております。建物定期巡回サービス同様に『じゅん君』を活用し、レンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告を行っております。



マンションサポートサービス

マンションなどの定期利用賃貸入居者に対して布団の販売及びレンタルを行っております。一時利用が多いと目される主要都市(札幌から那覇まで)で提供し、レンタルの布団の利用が終了した場合は個別に回収し、クリーニングを行った後、新たにレンタルを行っております。



また、マンションに加え、家具付き賃貸新規物件の運営会社に対して、家具家電等の販売又はレンタル及び設置、入居者の退去後の清掃業務、家具家電等の備品の清掃及び一時保管を含め、マンション及び家具付き賃貸物件などの定期利用賃貸物件の運営会社の手間を削減できるサービスを提供しております。



(2) インテリア・トータルサポート事業

全国ツーマン配送ネットワークサービス

家具・インテリア商材・オフィス什器等の大型品を二人体制で配送し、開梱・組み立て・設置までを行う全国配送ネットワーク(以下、「パパネット」という。)を構築し活用することで、ハウスメーカーから新築の戸建・マンションと併せて販売するインテリアの配送依頼を受けております。

従来は、新築住宅等の購入に合わせ、新しい家具を複数購入した場合、家具の種類やメーカーの数ごとに搬入が繰り返し行われ、その度に立会を行うなどの手間が発生しておりました。しかしながら、これらの家具を一旦一カ所に集めたうえで、一括配送することで複数の立会等の手間を省くことが可能となっております。このようなサービスをパパネットに加盟した全国の物流会社との協力により、全国でのツーマン配送を実現しております。

インテリアコーディネートサービス

ハウスメーカーや不動産流通会社に対して、新築物件、中古物件・賃貸物件の御客様内覧用の空間づくり(ホームステージング)を行うにあたり、インテリア用品の販売及びレンタルを行っております。

カーテン・ブラインドメンテナンスサービス

ハウスメーカーが既に販売された住宅等のオーナーからの依頼により、当社がカーテンレールのメンテナンスや、ブラインドの取替作業なども行っております。

インテリア素材調達サービス

国産木材を中心に素材を原木から調達し、インテリアメーカーに対して製材し販売を行っております。

(3) その他

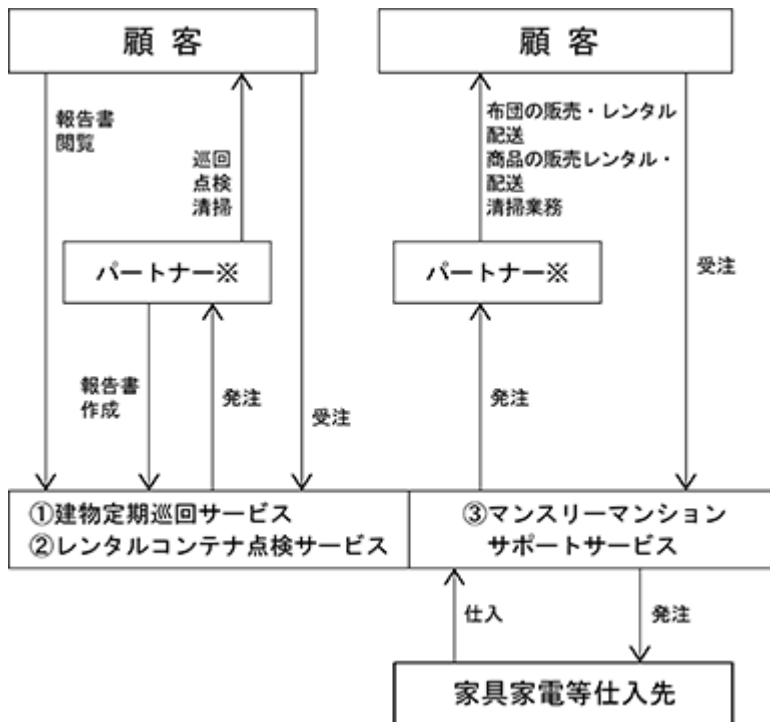
不動産の賃貸及びレンタルコンテナを行っております。



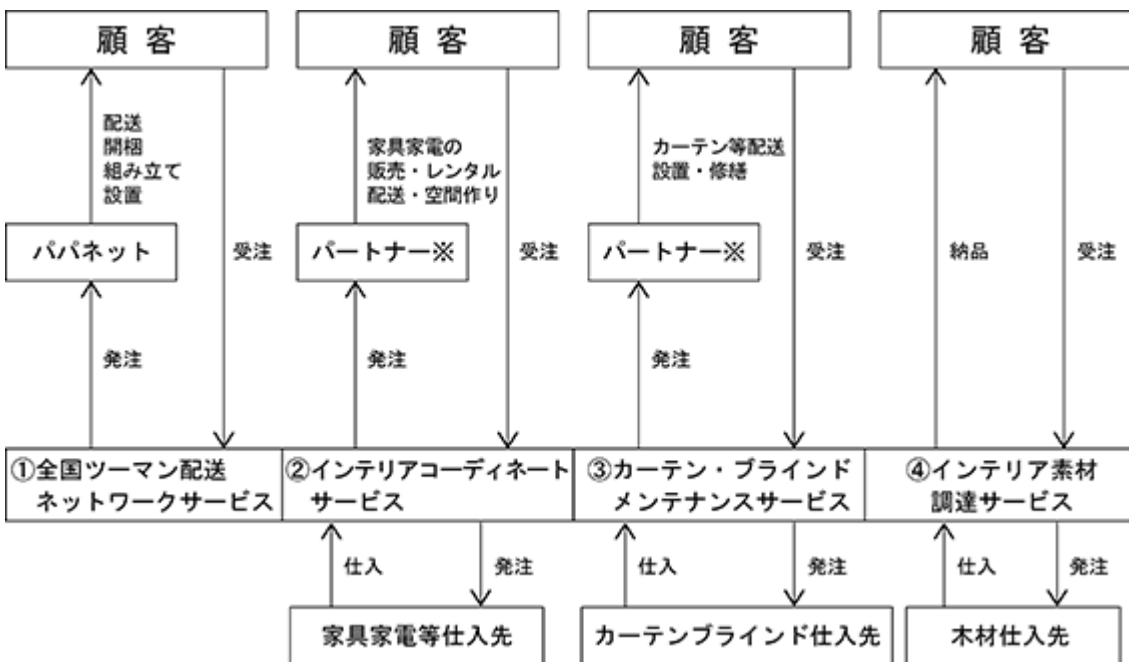
[事業系統図]

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

管理会社サポート事業



インテリア・トータルサポート事業



当社の業務委託先である個人事業主等

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年2月28日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 80 | 43.1 | 4.3 | 4,291 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、2015年3月の株式会社三協運輸サービスからの事業分割の為当社へ転籍、及び入社後の平均勤続年数であり、株式会社三協運輸サービスの勤続年数は含まれておりません。
4. 当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「我々はお客様第一であり、企業の繁栄はお客様を増やす以外にないのである。常なるサービスはお客様の為であり、お客様の要望を満足させるべく会社を変化発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」という企業理念のもと、不動産管理会社及びマンション運営会社並びにハウスメーカー等の顧客から汲み取った要望を全社で共有し、解決に向け対処することによりサービスを拡充し、企業価値の向上を目指しております。

(2) 経営環境

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国内における積極的なワクチン接種により、感染状況は改善傾向となっているものの、経済活動に与える影響は依然として不透明な状況となっております。

その様な環境下、管理会社サポート事業につきましては、2021年6月に施行された賃貸住宅管理業法も相まって、建物定期巡回サービスの引き合いが堅調な伸びをしております。当社が受託している建物定期巡回サービス対象物件は、2021年2月末13,399棟から2022年2月末には13,858棟と増加しております。また月間での建物定期巡回、レンタルコンテナ巡回サービスの巡回回数は、2021年2月末20,079回、2022年2月末では20,993回と、棟数同様に増加しております。総務省統計局による「平成30年住宅土地統計調査」において、国内の共同住宅及び長屋に分類されているむね数は、2,860,400棟との結果が出ており、建物定期巡回サービスにおいて、今後も十分な事業機会が存在すると捉えております。

インテリア・トータルサポート事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ハウスメーカー主催による施主向けインテリア販売会の中止による影響がありますが、新規顧客からの受注もあり、ほぼ予算通りの推移となっております。なお、当該事業において、当社は搬入の立会の手間を省くことを可能とする一括配送、全国ネットワークの強化を引き続き行うことによって、他社と差別化を図ってまいります。

(3) 経営戦略等

当社は設立以来、不動産管理会社及びマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社等法人顧客に対するサポート業務を展開しております。今後もこの業務を主たる事業として推進し、収益基盤を充実させ、売上高、営業利益の拡大を図って参ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

わが国経済は、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、依然として厳しい状況にありましたが企業収益については、持ち直しの動きもみられました。先行きについては感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

このような環境下、当社は「大いなる御用聴きカンパニー」をスローガンに掲げ、既存事業の強化を進めながら、事業領域の枠にとらわれず、幅広くお客様にサービスをご提供し、次代に向けた社会に貢献できる事業の拡大を目指してまいります。そのために、当社として、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下のように考えております。

人財確保・人財育成

当社の活動する業界は、労働集約型の産業でもあることから、当事業の継続的な発展を実現するためには、人財(注1)の確保及び人財育成は最重要課題であると認識しております。そのために、新規採用、事業展開等を勘案したうえで必要な人財を適時採用する他、当社独自のカリキュラムを用いた人財共育(注2)、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

また、当社と業務委託契約を締結する事業主等(以下「パートナー」という。)との提携も引き続き進めてまいります。

(注1)当社では人材こそが最大の経営資源であるという考えから、人材を人財と表しております。

(注2)当社では教育を「教えて育つのではなく、共に育つ」との考えから共育と表しております。

事業資金の安定確保

当社は、更なる事業拡大及び安定経営を見据え、資金調達手段の多様化を計画的に行うことで、中期・長期に安定した成長のための財務体質の強化に努めてまいります。

既存サービスの改良

当社は、主に不動産管理会社及びマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを、全国のパートナー及びパパネットを通じて事業展開しております。当社は顧客から汲み取った要望を全社で共有し解決に向け対処することにより既存のサービスを改良したサービスの開発、提供することにより企業価値の向上を目指しております。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行う必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 市場環境について

当社は今後も、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の受注営業及び新サービス開発に積極的に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症の拡大により当社の主な事業先の一つであるマンションにおいては、企業出張者の減少、国内旅行の自粛の影響による利用者の減少によって、マンションの清掃並びに備品設営等の売上減少、また、インテリア・トータルサポート事業においては、当社の依頼主であるハウスメーカーの展示販売会の中止による売上の減少が考えられます。また、労働人口の減少により十分な人財の確保ができない場合や、各顧客が当社のような外部に業務委託するのではなく、自社での内製化方針等の動向によっては、当社の予想に反して受注営業及び新サービス開発が十分に拡大せず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の予想通り受注営業及び新サービスの開発が拡大した場合でも、競争激化に伴う受注価格の低下等の内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 許認可登録について

当社の管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業において、当社の顧客から業務を受注し、当社のパートナーに運送業務の発注を行うにあたり、「貨物利用運送事業法」により国土交通大臣の貨物利用運送事業許可証が必要となっております。また、インテリア・トータルサポート事業において、マンション等のリノベーション工事等を一部受けていることから、「建設業法」に基づく一般建設業の許可を受けて業務を行っております。これら規制の改廃、新たな法的規制が今後生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動の継続には下記許認可が前提となります。現在、当該許認可が取消される事由は発生していませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取消され又は更新が認められない場合には当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

| 許認可登録名 | 番号 | 有効期限 | 取消条項 |
|----------------|------------------------|------------------------------|--------------------|
| 第一種貨物利用運送事業の登録 | 関白貨第94号 | 無期限 | 貨物利用運送事業法第49条・第60条 |
| 建設業の許可 | 埼玉県知事(般-27)第69178号 | 自2020年12月11日 至2025年12月10日 | 建設業法第8条・第17条 |
| 倉庫業の登録 | 関交環物第410号 | 無期限 | 倉庫業法第21条・第22条 |
| 第二種貨物利用運送事業の登録 | 国官参物第255号 | 無期限 | 貨物利用運送事業法第49条・第60条 |
| 古物商の許可 | 東京都公安委員会第301041605445号 | 無期限 | 古物営業法第6条 |

(3) 知的財産について

当社は、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業に関連した知的財産を保有しております。また、他社の知的財産権を侵害しないために、新サービスを企画する際に弁理士を通じ調査を実施しております。しかしながら、万一、第三者から知的財産権への抵触を理由に差止訴訟、損害賠償請求等を提起された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、内部管理体制もそれに準じたものとなっています。今後の事業の成長とともに人員増強及び人材育成を図り、内部管理体制の一層の強化に努める方針であります。しかしながら、内部管理体制強化のための施策が十分に執行できず、内部統制管理に重大な不備が発生した場合や財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合には、当社の事業、業績及び財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材確保、育成について

当社では、人材を重要な経営資源として捉えており、事業の継続発展に向け人材確保及び社員の共育が不可欠と考えております。そのため、当社は事業計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の共育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合せて確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) パートナーについて

当社では、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の両事業において、受注した業務を、業務委託契約を締結しているパートナーに依頼しております。従いまして、パートナーの確保・育成が、ビジネス展開の重要な要素となっております。今後、パートナーの確保・育成が計画通りに進まない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) パパネットについて

当社では、家具・インテリア商材・オフィス什器等の大型品を二人体制で配送し、開梱・組み立て・設置までを行う全国配送ネットワークである「パパネット」を展開しております。展開各地域のパパネット加盟の物流会社に商品の梱包、発送等に関する業務、顧客への商品受け渡し、商品代金回収業務等の物流業務を委託しています。当社ではパパネット加盟企業と緊密に連携し、サービス水準の把握と向上を図っており、また、パパネットとの契約に基づき、直接的な損害はパパネット加盟企業に賠償請求できます。しかし、サービス水準の低下等が発生し、当社に対する顧客の信用低下が発生した場合等においては、当社への損害賠償請求や当社の信用低下等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 株式会社三協運輸サービスとの関係について

当社は、株式会社三協運輸サービス(以下、「同社」という。)の100%子会社として設立しましたが、第三者割当増資及び株式の移動を経て現在の株主構成となっております。

当社と同社との間では、全国ツーマン配送ネットワークサービスにおけるパパネットの業務委託先としての取引もあります。関東圏については同社に業務を委託している関係上、2022年2月期における業務委託費に占める同社の割合は29.5%と相対的に高いものとなっております。なお、同社との取引に係る支払条件につきましては、第三者と比較して同等の条件であります。

当社は同社との間で良好な関係を維持しており、安定的に委託が行えるような体制となっておりますが、何らか

の理由により、同社における経営戦略の変更、収益の悪化等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害等について

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社含め、パートナーの被災状況、被災した顧客の支援活動等により多額の費用が発生する可能性があります。また、道路等の社会インフラの大規模損壊により、各サービスに影響が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報管理について

当社のインテリア・トータルサポート事業において、ハウスメーカーから受注した家具の一括配送の受発注データには個人情報が含まれていることから、当社は「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報について適切な情報管理体制を構築するために、当社において情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得しておりますが、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムに関するリスクについて

当社では各サービスにおいて情報管理をシステム化しております。ウイルス対策やバックアップ機能等対策を講じておりますが、万一、自然災害の他コンピューターウイルスやハッキング等によりシステムの長時間停止を余儀なくされた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済的影響について

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、当社においても感染予防、拡大防止の措置として地域行政の指針・ガイドラインに沿った対応に努めております。また、手元流動性確保のため財務施策を行い事業の継続に甚大な影響を及ぼすリスクを最小化する施策を行っております。しかし、国内外において終息に向かわず、拡大が長期化した場合、経済的に重大な影響が生じることが想定されます。今後事態が長期化、深刻化した場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 担当J-Adviser との契約について

TOKYO PRO Market市場においては、当社(以下、「甲」という)が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当J-AdviserがJ-Adviser業務として実施します。当社は、担当J-Adviserであるフィリップ証券株式会社(以下、「乙」という。)との間でJ-Adviser契約(以下、「本契約」という。)を締結していますが、本契約がその定めにより解除又は解約され、別のJ-Adviserとの間で新たにJ-Adviser契約を締結できなかった場合には、当社は上場廃止となります。

まず、甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月以上前に書面でその旨を通知することにより、本契約を解約することができます。また、甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができます。さらに、甲が以下の無催告解除事由のいずれかに該当する場合は、乙は、本契約を、甲に対する何らの通知又は催告を要せず、即時に本契約の全部又は一部を解除することができます。

本契約を解除又は解約する場合、特段の事情の無い限り、同社は予め本契約を解除又は解約する旨を東京証券取引所に通知することになっております。このほか、株主総会の特別決議を経て、甲が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書提出日現在において、本契約の解除につながる可能性のある要因は発生しておりません。

< J-Adviser 契約に関する即日無催告解除事由 >

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。

但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない

法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(非上場会社を完全子会社とする株式交換、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はこれらからまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYOPRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

- 1．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度(2021年3月1日~2022年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全国的に発令されるなど、経済活動ならびに社会活動に大きな制限を受けました。感染拡大防止策を取りながら、徐々に経済状況を活況していく動きもみられておりますが、なおも経済活動の改善が見通せない状況が続きました。

このような状況を踏まえ、当社では、一層の顧客拡大に努めることはもとより、全社的な業務システムの改善によりコスト削減並びに人員計画の見直しを行い、経営体質の強化を進めてまいりました。

管理会社サポート事業中、建物定期巡回業務においては、前事業年度同様、堅調に進捗をしてまいりました。他方マンスリーマンションの清掃並びに備品設営等の業務の売上は、企業出張者の減少、集合企業研修方法の減少、国内旅行の自粛の影響が期初の予想を上回り、予算を下回る結果となりました。

また、インテリアトータルサポート事業においては、コロナ感染症の拡大前に行われていた、住宅建築主対象のフェアが開催されるまでには至らず、各顧客別の売上高は減少したままとなり、新規顧客の開拓によって増加した分で、予算を達成できた状況です。

以上、売上高は前事業年度を上回ったものの、当初計画を達成することは出来ませんでした。上記の経営体質の強化が寄与し、前事業年度比の利益は大幅に増加し、コロナ禍の影響がない時のレベルまで回復しました。

この結果、当事業年度の売上高は3,629,241千円(前事業年度比2.5%増)となり、営業利益は242,130千円(前事業年度比49.5%増)、経常利益は242,851千円(前事業年度比54.5%増)、当期純利益は157,073千円(前事業年度比40.9%増)となりました。

なお、当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,585,158千円で、前事業年度末に比べ37,350千円増加しております。売掛金の増加144,235千円及び現金及び預金の減少107,834千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は402,202千円で、前事業年度末に比べ11,119千円減少しております。繰延税金資産の増加8,930千円、特許権の減少10,136千円、建物の減少7,531千円及びソフトウェア仮勘定の減少6,180千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は551,248千円で、前事業年度末に比べ52,495千円増加しております。未払法人税等の増加51,934千円、買掛金の増加21,153千円及び1年内返済予定の長期借入金の減少23,546千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は679,628千円で、前事業年度末に比べ176,438千円減少しております。長期借入金の減少183,872千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は756,483千円で、前事業年度末に比べ150,173千円増加しております。当期純利益による増加157,073千円、配当金の支払による減少6,900千円が変動要因であります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は922,991千円(前事業年度末比107,834千円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は131,172千円で前事業年度末に比べ46,700千円増加しております。主な増加要因は、税引前当期純利益の計上242,866千円、減価償却費44,935千円、仕入債務の増加額21,153千円によるものであり、主な減少要因は売上債権の増加額144,235千円、法人税等の支払額42,788千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は25,050千円で前事業年度末に比べ53,297千円減少しております。主な減少要因は無形固定資産の取得による支出19,590千円、有形固定資産の取得による支出6,774千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は214,318千円で、前事業年度末に比べ721,776千円減少しております。減少要因は、長期借入金の返済による支出207,418千円及び配当金の支払額6,900千円であります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社の事業については、その形態から受注金額と販売金額がほぼ同等となるため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(単位：千円)

| サービスの名称 | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 前事業年度比(%) |
|------------------|--|-----------|
| 管理会社サポート事業 | 2,503,795 | +2.7 |
| インテリア・トータルサポート事業 | 1,101,948 | +2.8 |
| その他 | 23,497 | 27.6 |
| 合計 | 3,629,241 | +2.5 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | |
|------------------|--|-------|--|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| エリアリンク株式会社 | 469,941 | 13.3 | 517,127 | 14.2 |
| 株式会社マックスファシリティーズ | 664,868 | 18.8 | 474,711 | 13.1 |

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績及び財務状態の状況の分析

当社の当事業年度の経営成績につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況及び財務状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

a. キャッシュフローの状況

「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資金の需要

当社の資金需要の主なものは、営業人員及び管理部門人員の人件費等の販売費及び一般管理費の営業費用によるものであります。

c. 当社の運転資金につきましては、短期的な預金等の内部資金より充当し、不足が生じた場合は銀行からの短期借入金及び長期借入金での調達を基本としております。

経営方針・経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標

当社は、「我々はお客様第一であり、企業の繁栄はお客様を増やす以外にないのである。常なるサービスはお客様の為であり、お客様の要望を満足させるべく会社を変化発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」という企業理念のもと、不動産管理会社及びマンション運営会社並びにハウスメーカー及び不動産流通会社等の顧客から汲み取った要望を全社で共有し、解決に向け対処することによりサービスを拡充し、企業価値の向上することで、社会に貢献するとともに、サービスの提供に伴う売上によって利益拡大の実現を推進しております。

経営目標の達成状況を判断する具体的な指標として、売上高成長率、営業利益率の確保を重視しております。当該指標の達成状況の内容は以下のとおりとなっております。

| | 第26期事業年度 | 第27期事業年度 | 第28期事業年度(目標) |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 自 2020年3月1日 至 2021年2月28日 | 自 2021年3月1日 至 2022年2月28日 | 自 2022年3月1日 至 2023年2月28日 |
| 売上高 (百万円) | 3,541 | 3,629 | 4,001 |
| 営業利益 (百万円) | 161 | 242 | 279 |
| 売上高成長率 目標 実績 (%) | 110.0 97.2 | 120.1 102.5 | 110.3 - |
| 営業利益率 目標 実績 (%) | 3.3 4.6 | 6.3 6.7 | 7.0 - |

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2022年2月28日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | 従業員(人) |
|-------------------------|------------|----------|--------------------|---------|--------|
| | | 建物 | 土地 (面積㎡) | 合計 | |
| 花田倉庫 (埼玉県越谷市) | 貸倉庫 | 5,599 | 27,149 (232.05) | 32,749 | |
| 本社ビル (埼玉県越谷市) | 本社及び賃貸等不動産 | 34,099 | 99,972 (406.44) | 134,072 | 55 |
| ハローストレージ (神奈川県横浜市南区) | 貸倉庫 | 56,687 | 40,002 (157.00) | 96,689 | |

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 年間賃借料 (千円) |
|----------------------|---------|---------------|
| 東京営業所 (東京都江東区) | 建物(事務所) | 12,120 |
| 西日本支店 (大阪府豊中市) | 建物(事務所) | 16,800 |
| 福岡営業所 (福岡県福岡市博多区) | 建物(事務所) | 2,760 |
| 備品管理センター (埼玉県吉川市) | 建物(倉庫) | 21,000 |
| 名古屋営業所 (愛知県あま市) | 建物(事務所) | 3,600 |

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の売却等

重要な設備の売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 690,000 |
| 計 | 690,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2022年2月28日) | 提出日現在 発行数(株) (2022年5月31日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 172,500 | 172,500 | 東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) | 単元株式数は100株でありま す。 |
| 計 | 172,500 | 172,500 | | |

(注) 提出日現在の発行数には、2022年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2018年3月7日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役6名 当社監査役1名 当社従業員52名 |
| 新株予約権の数(個) | 958(注)2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) | 普通株式 23,950 |
| 新株予約権行使時の払込金額(円) | 2,000 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年6月1日～2028年3月22日(但し、2028年3月22日が銀行 営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,000 資本組入額 1,000 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決 議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2022年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき25円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下
同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新
株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整
の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの
場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるもの
とする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、
調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における、有価証券報告書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)において、経常利益が下記(a)または(b)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として行使することができる。

(a) 経常利益が200百万円を超過した場合行使可能割合：50%

(b) 経常利益が300百万円を超過した場合行使可能割合：100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約

もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総

会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2017年9月8日 (注) | 171,925 | 172,500 | - | 50,000 | - | - |

(注) 2017年8月23日開催の取締役会決議により、2017年9月8日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより発行済株式総数は171,925株増加し、172,500株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2022年2月28日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|-------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | - | - | 2 | - | - | 6 | 8 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | - | - | 801 | - | - | 924 | 1,725 | - |
| 所有株式数 の割合(%) | - | - | - | 46.4 | - | - | 53.6 | 100 | - |

(6) 【大株主の状況】

2022年2月28日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く)の総 数に対する所有株 式数の割合(%) |
|----------|------------------------|--------------|--|
| 株式会社花明 | 埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1530番地1 | 80,000 | 46.38 |
| 中本久富 | 埼玉県北葛飾郡松伏町 | 31,900 | 18.49 |
| 伊藤裕昭 | 埼玉県吉川市 | 14,500 | 8.41 |
| 二田泰久 | 埼玉県春日部市 | 13,300 | 7.71 |
| 宮崎恵子 | 埼玉県吉川市 | 12,100 | 7.01 |
| 早坂貴幸 | 大阪府豊中市 | 10,300 | 5.97 |
| 柳澤謙介 | 埼玉県越谷市 | 10,300 | 5.97 |
| 松本寝具株式会社 | 東京都江東区南砂5丁目15-11 | 100 | 0.06 |
| 計 | - | 172,500 | 100.00 |

(注) 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年2月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 172,500 | 1,725 | - |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 172,500 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,725 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や、経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としており、今後の配当につきましても、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については定款に基づき取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株につき50円の(中間配当0円)の配当を実施することを決議いたしました。この結果当事業年度の配当性向は5.5%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、営業体制の強化に有効投資したいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|----------------|-----------------|
| 2022年5月20日 定時株主総会決議 | 8,625 | 50.00 |

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の上で最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会の他、監査役会を設けるとともに、会社の業務執行に関する協議を行う経営会議を開催しております。また、全社的なリスク管理、コンプライアンスの徹底を図るため、リスク・マネジメント委員会を置いております。

なお、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を向上させるため、1名の社外取締役を選任しております。

ア．取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

イ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、4名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。

監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視し、適宜必要な意見を述べております。

また、常勤監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会にも出席し、全社的なリスク管理体制、コンプライアンスの状況を監視しております。

なお、定款において監査役の定数を5名以内としております。

ウ．経営会議

経営会議は、常勤取締役5名、常勤監査役1名、経営企画室長及び副室長、次長3名の11名によって構成され、原則として毎月1回定期的な開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。構成員から業務執行上の報告を受け、構成員相互の情報連絡を図っております。

エ．内部監査

内部監査は、会社の組織、制度及び業務が経営方針並びに社内規程等に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することで、不正等の未然防止、適正な管理情報の提供等により、経営効率の増進に資することを目的としております。現状専任の内部監査人はおりませんが、代表取締役社長から指名を受けた、経営企

画室(担当者2名)が主管部署として、業務を監査しております。経営企画室の監査は、管理部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンス違反に抵触する恐れのある事象に適宜適切に対応するとともに、法令等の順守について役職員に徹底することを目的とし、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は原則毎月1回定期的に開催しており、リスクについて把握し、その対応を図るとともに、コンプライアンスに関連する方針の検討、研修計画、コンプライアンス違反者への対応等を行っております。

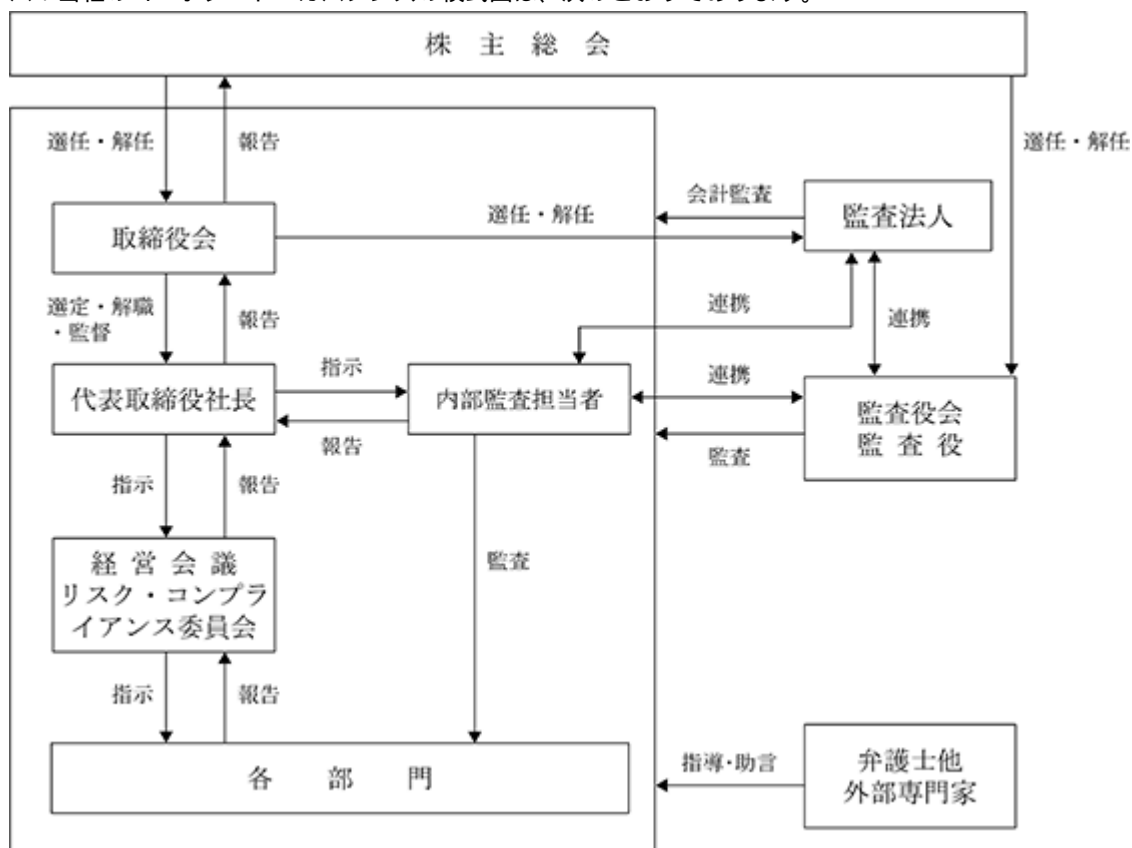
ロ. 当該体制を採用する理由

当社では、当社の規模、事業内容等から検討した結果、経営の透明性、健全性を確保するとともに迅速な意思決定を図り、投資家からの信頼獲得のために適した会社形態と判断し、現在の体制を採用しております。

当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

| 役職 | 氏名 | 取締役会 | 監査役会 | 経営会議 | リスク・コンプライアンス委員会 |
|------------------------------|--------|------|------|------|-----------------|
| 代表取締役社長 | 伊藤 裕昭 | 議長 | | 議長 | 委員長 |
| 専務取締役 事業統括本部長 兼東日本事業部長 | 二田 泰久 | ○ | | ○ | ○ |
| 常務取締役 管理本部長 兼管理部長 | 宮崎 恵子 | ○ | | ○ | ○ |
| 取締役 管理本部総務部長 | 柳澤 謙介 | ○ | | ○ | ○ |
| 取締役西日本事業部長 | 早坂 貴幸 | ○ | | ○ | ○ |
| 社外取締役 | 武田 茂 | ○ | | | |
| 常勤監査役 | 長池 知己 | ○ | 議長 | ○ | ○ |
| 社外監査役 | 澤田 雪児 | ○ | ○ | | |
| 社外監査役 | 細川 律夫 | ○ | ○ | | |
| 社外監査役 | 横塚 章 | ○ | ○ | | |
| 経営企画室長 | 関口 義之 | | | ○ | ○ |
| 経営企画室副室長 | 松橋 和彦 | | | ○ | ○ |
| 関東支店支店長 (次長) | 岡本 高行 | | | ○ | ○ |
| 関東支店副支店長 (次長) | 小林 喜久 | | | ○ | ○ |
| 東京営業所所長 (次長) | 松浦 大二郎 | | | ○ | ○ |

八．当社のコーポレート・ガバナンスの模式図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

a．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期すとともに、検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

b．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクを適正に管理し、また、顕在化したリスクに速やかに対処するとともに、損失を最小限にとどめるために、危機管理規程を定めるものとする。
- ・リスク管理体制は、継続的に改善活動を行うとともに、内部監査において、その運用状況及び有効性を監査し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

- c . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
 - ・取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
 - ・「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- d . 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役及び使用人が遵守すべき行動規範、社内規程等を定め、法令及び定款等への適合体制を確立する。
 - ・職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会により決定するものとする。
 - ・内部監査において、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行い、必要に応じて是正を講ずるものとする。
 - ・コンプライアンスに関する社内通報制度として、経営企画室長、総務部係長ならびに常勤監査役に相談窓口を設けるものとする。
 - ・反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士等と連携するものとする。
- e . 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
- 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を置くことができるものとする。
- f . e . の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行うものとする。
- g . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・代表取締役社長は、監査役と定期に意見交換を行うものとする。
 - ・取締役及び使用人は、その職務執行において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、直接又は相談窓口を通じて、速やかに監査役に報告するものとする。また、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うものとする。
- h . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会その他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
 - ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。

2) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

5) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

6) 自己株式の取得

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|------------------------------|-------|-------------|---|------|----------|
| 代表取締役社長 | 伊藤 裕昭 | 1973年3月5日 | 1991年7月 株式会社三協運輸サービス入社 2003年4月 株式会社パパネッツ取締役就任 2004年12月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2013年12月 当社代表取締役社長就任(現任) 2019年8月 一般社団法人三安協代表理事就任(現任) | (注)1 | 14,500 |
| 専務取締役 事業統括本部長 兼東日本事業部長 | 二田 泰久 | 1971年4月21日 | 1990年4月 株式会社三協運輸サービス入社 2003年4月 株式会社パパネッツ取締役就任 2004年12月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2013年12月 当社専務取締役就任(現任) 2020年5月 当社事業統括本部長兼東日本事業部長就任(現任) | (注)1 | 13,300 |
| 常務取締役 管理本部長 兼管理部長 | 宮崎 恵子 | 1958年5月18日 | 1983年4月 株式会社関西相互銀行(現株式会社関西みらい銀行)入行 2000年7月 株式会社日鳥大和入社 2003年9月 株式会社三協運輸サービス入社 2016年9月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2017年3月 当社取締役就任 2017年3月 当社総務経理部長就任 2017年5月 当社常務取締役就任(現任) 2020年5月 当社管理本部長兼管理部長就任(現任) | (注)1 | 12,100 |
| 取締役 管理本部 総務部長 | 柳澤 謙介 | 1967年11月20日 | 1988年5月 株式会社三協運輸サービス入社 1996年7月 株式会社三協運輸サービス統括部長就任 2000年12月 株式会社三協ファーストプレート取締役就任 2000年12月 株式会社三協マイスタッフ取締役就任 2016年3月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2017年3月 当社取締役就任(現任) 2017年3月 当社首都圏本部長就任 2020年5月 当社管理本部総務部長就任(現任) | (注)1 | 10,300 |
| 取締役 西日本事業部長 | 早坂 貴幸 | 1973年6月13日 | 1992年4月 株式会社三協運輸サービス入社 2014年3月 当社西日本支店支店長就任 2019年5月 当社取締役就任(現任) 2020年5月 当社西日本事業部長就任(現任) | (注)1 | 10,300 |
| 取締役 (非常勤) | 武田 茂 | 1952年9月11日 | 1978年10月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1983年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 1988年8月 武田公認会計士事務所開設(現任) 1994年9月 トッキ株式会社(現)キャノントッキ株式会社)社外監査役就任 2002年12月 興亜監査法人代表社員就任(現任) 2012年8月 税理士法人KOA代表社員就任(現任) 2016年6月 特定非営利活動法人新日本歩き道紀行推進機構監事就任(現任) 2017年3月 当社監査役就任 2019年5月 当社社外取締役就任(現任) 2019年8月 一般社団法人三安協理事就任(現任) | (注)1 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|--------------|-------|------------|---|---|------|----------|
| 監査役 (常勤) | 長池 知己 | 1959年8月11日 | 1983年4月 1986年5月 2008年12月 2009年12月 2013年12月 2020年5月 | 北海道大成バルコン株式会社(現大成建設ハウジング株式会社)入社 株式会社インテリアセンター(現カンディハウス株式会社)入社 株式会社パパサン入社 ドゥーマンズ株式会社取締役就任 当社取締役就任 当社常勤監査役就任(現任) | (注)3 | - |
| 監査役 (非常勤) | 澤田 雪児 | 1966年9月12日 | 1990年4月 1991年4月 2004年4月 2019年5月 2020年5月 | 大和証券株式会社入社 井上斉藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 澤田公認会計士事務所所長(現任) 当社常勤監査役就任 当社監査役就任(現任) | (注)2 | - |
| 監査役 (非常勤) | 細川 律夫 | 1943年8月8日 | 1974年4月 1990年2月 2009年9月 2010年9月 2019年5月 | 弁護士登録 衆議院議員 厚生労働副大臣 厚生労働大臣 当社監査役就任(現任) | (注)2 | - |
| 監査役 (非常勤) | 横塚 章 | 1954年7月14日 | 1985年4月 1985年4月 1985年4月 1985年4月 2019年5月 | 弁護士登録 東京弁護士会 日本弁護士連合会 弁護士倫理委員会 委員 当社監査役就任(現任) | (注)2 | - |
| 計 | | | | | | 60,500 |

- (注) 1. 取締役の任期は、2021年2月期に係る定時株主総会終結の時から2023年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役澤田雪児、細川律夫及び横塚章の任期は、2019年2月期に係る定時株主総会終結の時から2023年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役長池知己の任期は2020年2月期に係る定時株主総会終結の時から2024年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 武田茂は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 澤田雪児、細川律夫及び横塚章は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

社外役員の状況

社外取締役1名、社外監査役は3名を選任しております。

社外取締役武田茂氏は、公認会計士であり、財務及び会計の専門家の立場から経営に対する監視、監督機能を担っております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役澤田雪児氏は公認会計士の資格を有していることから、会計に関する広い経験と知識で適正な監査と助言が期待できるものと考えております。細川律夫氏及び横塚章氏は、弁護士として法律及び政治に関する高い見識を有しており、有意義な助言や意見をいただくと判断しております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、必要な情報収集を行い、専門分野における豊富な経験と高い見識から、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、意見交換を行う等連携を図っております。社外監査役は、会計監査人との定例的な報告会により当企業集団の現状及び監査上の重要課題等について意見交換をし、監査役監査においては、その独立性、中立性、専門性を発揮し監査を実施するとともに、内部監査担当と適宜連携を図り情報収集や意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は社外監査役3名を含む監査役4名による監査役会設置会社であります。監査役会は毎事業年度立案する監査計画に基づき、監査役は取締役会をはじめとする社内の重要な会議への参加のほか、取締役及び従業員からの事業の運営状況の聴取を通じて、取締役の経営判断や職務遂行の状況を監査しております。また、毎月1回開催する定例監査役会において、監査状況について監査役相互の情報共有を行うとともに、内部監査担当者、監査法人とミーティングを持つことで監査の実効性の向上を図っております。当期、常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、取締役会への出席の他、その他の重要な会議及び打ち合わせへの出席、取締役等の職務の執行を監査しております。

なお、監査役澤田雪児氏は公認会計士の資格を、監査役細川律夫氏、横塚章氏は弁護士資格を有しており、各々専門的知見から監査を行っております。

当事業年度における、監査役会は12回開催されており、個々の監査役の監査役会への出席及び活動状況は次のとおりであります。

| 氏名 | 主な活動状況 | |
|----------------------------------|-----------------|---|
| 常勤監査役 長池知己 | 監査役会 | 12回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| | 取締役会 | 13回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。 |
| | 経営会議 | 12回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。 |
| | リスク・コンプライアンス委員会 | 12回全て出席し、必要な発言を適宜行っております。 |
| | 三様監査 | 四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。 |
| 社外監査役 澤田雪児 (公認会計士) | 監査役会 | 12回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| | 取締役会 | 13回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。 |
| | 三様監査 | 四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。 |
| 社外監査役 細川律夫 (弁護士) | 監査役会 | 10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| | 取締役会 | 10回出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。 |
| | 三様監査 | 四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。 |
| 社外監査役 横塚章 (弁護士) | 監査役会 | 12回全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 |
| | 取締役会 | 13回全て出席し、議案審議に必要発言を適宜行っております。 |
| | 三様監査 | 四半期に一度、監査法人、経営企画室（内部監査人）と相互情報交換を行っております。 |

内部監査の状況

内部監査は経営企画室の担当者2名が、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般に対して、適正な業務の遂行、業務上の過誤による不測事態の発生の予防、業務の改善と経営効率の向上等について監査を実施するとともに、監査役及び監査法人との連携・調整を図り（三様監査）、効率的な内部監査の実施に努めております。

なお、経営企画室の内部監査については、管理部により行い相互牽制体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

Moore至誠監査法人

b. 継続監査期間

2017年2月期以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 森脇淳

公認会計士 梅澤慶介

(注) 継続監査年数は、全員7年を超えておりませんので記載しておりません。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 3名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人から監査計画等について説明を受けたうえで、監査法人としての品質管理体制、独立性及び専門性、事業分野への理解、監査報酬等を総合的に勘案し、適任と判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人より報告の受領、報告の聴取及び監査法人の実証手続へ同席をすることで、監査法人の監査方法及び監査結果が相当であることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 11,000 | | 14,000 | |

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Moore Global Network Limited)に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、監査役会の同意を得た上で、決定することを基本方針としております。

e. 監査役会が監査法人の報酬等に同意した理由

取締役会が提出した監査法人に対する報酬等に対して、監査計画、監査日数、当社の規模・特性等を勘案し、それらの妥当性について監査役会で検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行うことが相当と判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間基準・経営成績及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。また、その決定方法は、下記のとりの株主総会で決定された報酬枠の限度額内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。さらに、毎年株主総会後に行われる取締役会並びに監査役会において確認及び見直しの必要があれば協議することとしております。当事業年度の役員の報酬等の額の決定は、取締役については、2021年5月20日開催の取締役会においてなされ、かつ確認されております。監査役については、2021年5月20日開催の監査役会においてなされております。

なお、取締役の報酬限度額は、2021年5月20日開催の第26回定時株主総会にて年額200,000千円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は2021年5月20日開催の第26回定時株主総会にて年額50,000千円以内と決議されております。

・取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬のほかに、当社の経営成績及び企業価値向上と報酬体系との連動性を明確にし、取締役の経営成績及び企業価値向上に対する意識を高めるため経営成績に連動する賞与を導入しております。経営成績に連動する賞与については、明確な指標は設定しておりませんが、売上高、営業利益を参考に、経営成績への寄与度、貢献度を加味し総合的に評価し決定しています。

・監査役

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、監査役会による協議に基づき決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|---------------|----------------|--------------------|--------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 賞 与 | ストック オプション | |
| 取締役(社外取締役を除く) | 151,500 | 140,800 | 10,700 | - | 5 |
| 監査役(社外監査役を除く) | 10,400 | 9,600 | 800 | - | 1 |
| 社外取締役 | 3,900 | 3,600 | 300 | - | 1 |
| 社外監査役 | 5,200 | 4,800 | 400 | - | 3 |

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項ありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年3月1日から2022年2月28日まで)の財務諸表について、Moore至誠監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,030,825 | 922,991 |
| 売掛金 | 470,839 | 615,074 |
| 商品 | 20,358 | 27,811 |
| 貯蔵品 | 5,608 | 5,461 |
| 前払費用 | 20,021 | 12,197 |
| その他 | 172 | 1,651 |
| 貸倒引当金 | 20 | 30 |
| 流動資産合計 | 1,547,807 | 1,585,158 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 2 105,135 | 2 97,603 |
| 車両運搬具（純額） | 6,430 | 7,259 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 2,793 | 2,994 |
| 土地 | 2 167,124 | 2 167,124 |
| 有形固定資産合計 | 1 281,484 | 1 274,982 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 43,923 | 33,787 |
| 電話加入権 | 451 | 451 |
| ソフトウェア | 32,293 | 36,682 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,450 | 4,270 |
| 無形固定資産合計 | 87,118 | 75,191 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 679 | 383 |
| 繰延税金資産 | 17,007 | 25,937 |
| 敷金及び保証金 | 21,901 | 20,460 |
| その他 | 5,130 | 5,246 |
| 投資その他の資産合計 | 44,718 | 52,028 |
| 固定資産合計 | 413,321 | 402,202 |
| 資産合計 | 1,961,129 | 1,987,360 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 5,541 | 26,695 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2 175,058 | 2 151,512 |
| 未払費用 | 248,277 | 250,574 |
| 未払法人税等 | 15,710 | 67,644 |
| 未払消費税等 | 25,318 | 18,156 |
| 前受金 | 1,528 | 2,235 |
| 預り金 | 17,516 | 12,019 |
| 賞与引当金 | 9,801 | 10,210 |
| 役員賞与引当金 | - | 12,200 |
| 流動負債合計 | 498,752 | 551,248 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2 818,810 | 2 634,938 |
| 役員退職慰労引当金 | 33,904 | 41,338 |
| その他 | 3,352 | 3,352 |
| 固定負債合計 | 856,066 | 679,628 |
| 負債合計 | 1,354,819 | 1,230,876 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,000 | 50,000 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 114,450 | 114,450 |
| 資本剰余金合計 | 114,450 | 114,450 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 2,213 | 2,903 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 2,000 | 2,000 |
| 繰越利益剰余金 | 437,621 | 587,104 |
| 利益剰余金合計 | 441,835 | 592,008 |
| 株主資本合計 | 606,286 | 756,459 |
| 新株予約権 | 23 | 23 |
| 純資産合計 | 606,309 | 756,483 |
| 負債純資産合計 | 1,961,129 | 1,987,360 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 3,541,515 | 3,629,241 |
| 売上原価 | 2,510,667 | 2,498,558 |
| 売上総利益 | 1,030,848 | 1,130,682 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 868,941 | 1 888,551 |
| 営業利益 | 161,906 | 242,130 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 12 | 1 |
| 受取配当金 | - | 502 |
| 受取手数料 | - | 2,657 |
| 為替差益 | 375 | 362 |
| その他 | 1,617 | 2,720 |
| 営業外収益合計 | 2,004 | 6,243 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6,751 | 5,523 |
| 営業外費用合計 | 6,751 | 5,523 |
| 経常利益 | 157,159 | 242,851 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 2 12,831 | 2 14 |
| 特別利益合計 | 12,831 | 14 |
| 税引前当期純利益 | 169,990 | 242,866 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 53,967 | 94,722 |
| 法人税等調整額 | 4,580 | 8,930 |
| 法人税等合計 | 58,547 | 85,792 |
| 当期純利益 | 111,443 | 157,073 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | | | |
|------------|--|-----------|--|-----------|-----------|------------|
| | 金額(千円) | | 構成比 (%) | 金額(千円) | | 構成比 (%) |
| 商品売上原価 | | | | | | |
| 1 商品期首たな卸高 | 27,250 | | | 20,358 | | |
| 2 当期商品仕入高 | 239,701 | | | 248,744 | | |
| 合計 | 266,952 | | | 269,103 | | |
| 3 商品期末たな卸高 | 20,358 | 246,593 | 9.8 | 27,811 | 241,291 | 9.7 |
| サービス売上原価 | | | | | | |
| 1 労務費 | 6,142 | | | 935 | | |
| 2 外注費 | 1,994,057 | | | 1,998,233 | | |
| 3 経費 | 263,872 | | | 258,098 | | |
| 当期総サービス費用 | 2,264,073 | 2,264,073 | 90.2 | 2,257,266 | 2,257,266 | 90.3 |
| 売上原価 | | 2,510,667 | 100.0 | | 2,498,558 | 100.0 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 新株 予約権 | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------|------------------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | | | |
| | | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 50,000 | 114,450 | 114,450 | 1,351 | 2,000 | 335,665 | 339,017 | 503,467 | 23 | 503,491 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 862 | | 9,487 | 8,625 | 8,625 | | 8,625 |
| 当期純利益 | | | | | | 111,443 | 111,443 | 111,443 | | 111,443 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 862 | - | 101,955 | 102,818 | 102,818 | - | 102,818 |
| 当期末残高 | 50,000 | 114,450 | 114,450 | 2,213 | 2,000 | 437,621 | 441,835 | 606,286 | 23 | 606,309 |

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 新株 予約権 | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------|------------------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | | | |
| | | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 50,000 | 114,450 | 114,450 | 2,213 | 2,000 | 437,621 | 441,835 | 606,286 | 23 | 606,309 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 690 | | 7,590 | 6,900 | 6,900 | | 6,900 |
| 当期純利益 | | | | | | 157,073 | 157,073 | 157,073 | | 157,073 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 690 | - | 149,483 | 150,173 | 150,173 | - | 150,173 |
| 当期末残高 | 50,000 | 114,450 | 114,450 | 2,903 | 2,000 | 587,104 | 592,008 | 756,459 | 23 | 756,483 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 169,990 | 242,866 |
| 減価償却費 | 41,471 | 44,935 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 10 | 10 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 2,119 | 408 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) | 7,434 | 7,434 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 6,160 | 12,200 |
| 受取利息及び受取配当金 | 12 | 503 |
| 支払利息 | 6,751 | 5,523 |
| 為替差損益(は益) | 375 | 362 |
| 固定資産売却損益(は益) | 12,831 | 14 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 32,788 | 144,235 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 4,542 | 7,304 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 7,795 | 21,153 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 29,915 | 2,156 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 19,565 | 7,162 |
| その他 | 3,025 | 2,195 |
| 小計 | 191,459 | 179,299 |
| 利息及び配当金の受取額 | 12 | 503 |
| 利息の支払額 | 6,798 | 5,842 |
| 法人税等の支払額 | 100,201 | 42,788 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 84,472 | 131,172 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 6,848 | 6,774 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 48,540 | 15 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 15,652 | 19,590 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 342 | 228 |
| 敷金及び保証金の返還による収入 | 7,914 | 1,668 |
| その他 | 5,364 | 140 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 28,247 | 25,050 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 850,000 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 333,917 | 207,418 |
| 配当金の支払額 | 8,625 | 6,900 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 507,458 | 214,318 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 375 | 362 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 620,552 | 107,834 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 410,273 | 1,030,825 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,030,825 | 922,991 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

主として総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～31年 |
| 車両運搬具 | 3年～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

| | |
|---------------|------------------|
| 特許権 | 8年 |
| ソフトウェア(自社利用分) | 5年(社内における利用可能期間) |

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2021年3月26日企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法にガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 55,498千円 | 68,140千円 |

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物(純額) | 97,818千円 | 90,786千円 |
| 土地 | 139,974千円 | 139,974千円 |
| 計 | 237,793千円 | 230,761千円 |

| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 16,978千円 | 15,672千円 |
| 長期借入金 | 197,640千円 | 181,968千円 |
| 計 | 214,618千円 | 197,640千円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約等を締結しております。

当契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額 | 750,000千円 | 750,000千円 |
| リボルビング・クレジット・ファシリティ契約極度額 | - 千円 | 500,000千円 |
| 借入実行残高 | - 千円 | - 千円 |
| 差引額 | 750,000千円 | 1,250,000千円 |

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|--------------|--|--|
| 貸倒引当金繰入額 | 10千円 | 10千円 |
| 役員報酬 | 196,320 " | 158,800 " |
| 給料及び手当 | 264,043 " | 284,211 " |
| 賞与引当金繰入額 | 9,801 " | 10,210 " |
| 役員賞与引当金繰入額 | - " | 12,200 " |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 7,434 " | 7,434 " |
| 減価償却費 | 17,222 " | 18,712 " |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 0.7% | 0.5% |
| 一般管理費 | 99.3% | 99.5% |

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|-------|--|--|
| 建物 | 5,641千円 | - 千円 |
| 車両運搬具 | 189 " | 14 " |
| 土地 | 7,000 " | - " |
| 計 | 12,831千円 | 14千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 172,500 | - | - | 172,500 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|----------------|------------------|--------------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第2回新株予約権(注)1、2 | 普通株式 | 23,950 | - | - | 23,950 | 23 |
| 合計 | | 23,950 | - | - | 23,950 | 23 |

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2020年5月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 8,625 | 50.00 | 2020年2月29日 | 2020年5月21日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2021年5月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 6,900 | 40.00 | 2021年2月28日 | 2021年5月21日 |

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 172,500 | - | - | 172,500 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当事業年度末残高(千円) | |
|--------------|------------------|--------------------|----|----|--------------|--------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | | 当事業年度末 |
| 第2回新株予約権(注)1 | 普通株式 | 23,950 | | | 23,950 | 23 |
| 合計 | | 23,950 | | | 23,950 | 23 |

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載してあります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2021年5月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,900 | 40.00 | 2021年2月28日 | 2021年5月21日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2022年5月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 8,625 | 50.00 | 2022年2月28日 | 2022年5月23日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金 | 1,030,825千円 | 922,991千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,030,825千円 | 922,991千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営会議で策定された資金繰り計画に照らして、適宜必要な資金(主に銀行借入)を調達し、短期的な運転資金に関しても銀行借入により調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で16年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等は、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において、当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち29.87%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください)。

前事業年度(2021年2月28日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,030,825 | 1,030,825 | - |
| (2) 売掛金 | 470,839 | 470,839 | - |
| 資産計 | 1,501,665 | 1,501,665 | - |
| (1) 買掛金 | 5,541 | 5,541 | - |
| (2) 未払費用 | 248,277 | 248,277 | - |
| (3) 未払法人税等 | 15,710 | 15,710 | - |
| (4) 未払消費税等 | 25,318 | 25,318 | - |
| (5) 長期借入金() | 993,868 | 990,549 | 3,318 |
| 負債計 | 1,288,716 | 1,285,397 | 3,318 |

() 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2022年2月28日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 922,991 | 922,991 | - |
| (2) 売掛金 | 615,074 | 615,074 | - |
| 資産計 | 1,538,066 | 1,538,066 | - |
| (1) 買掛金 | 26,695 | 26,695 | - |
| (2) 未払費用 | 250,574 | 250,574 | - |
| (3) 未払法人税等 | 67,644 | 67,644 | - |
| (4) 未払消費税等 | 18,156 | 18,156 | - |
| (5) 長期借入金() | 786,450 | 783,109 | 3,340 |
| 負債計 | 1,149,521 | 1,146,180 | 3,340 |

() 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 2021年2月28日 | 2022年2月28日 |
|---------|------------|------------|
| 敷金及び保証金 | 21,901 | 20,460 |

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,030,825 | - | - | - |
| 売掛金 | 470,839 | - | - | - |
| 合計 | 1,501,665 | - | - | - |

当事業年度(2022年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 922,991 | - | - | - |
| 売掛金 | 615,074 | - | - | - |
| 合計 | 1,538,066 | - | - | - |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2021年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 175,058 | 161,592 | 161,592 | 161,592 | 120,252 | 213,782 |
| 合計 | 175,058 | 161,592 | 161,592 | 161,592 | 120,252 | 213,782 |

当事業年度(2022年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 151,512 | 151,512 | 151,512 | 118,132 | 85,724 | 128,058 |
| 合計 | 151,512 | 151,512 | 151,512 | 118,132 | 85,724 | 128,058 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度8,546千円、当事業年度10,070千円であります。

(ストック・オプション等関係)

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利条件付き有償新株予約権の内容

| | 2018年 有償新株予約権 |
|-------------------------|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役6名 当社監査役1名 当社従業員52名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注1) | 普通株式 23,950株 |
| 付与日 | 2018年3月23日 |
| 権利確定条件 | (注2) |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません |
| 権利行使期間 | 2021年6月1日～2028年3月22日 |

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) (a)2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における経常利益が200百万円を超過した場合
割り当てられた本新株予約権の50%

(b)2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における経常利益が300百万円を超過した場合
割り当てられた本新株予約権の100%

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2022年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 2018年 有償新株予約権 |
|----------|---------------|
| 権利確定前(株) | |
| 前事業年度末 | 23,950 |
| 付与 | - |
| 失効 | - |
| 権利確定 | 11,975 |
| 未確定残 | 11,975 |
| 権利確定後(株) | |
| 前事業年度末 | - |
| 権利確定 | 11,975 |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | 11,975 |

単価情報

| | |
|------------|---|
| 権利行使価格(円) | - |
| 行使時平均株価(円) | - |

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

(2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対する部分を払込資本に振り替える。

(4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：千円) | |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2021年2月28日) | 当事業年度 (2022年2月28日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 3,358 | 3,498 |
| 役員退職慰労引当金 | 11,615 | 14,162 |
| 未払社会保険料 | 501 | 1,140 |
| 未払事業税 | 595 | 6,208 |
| 未払事業所税 | 697 | 688 |
| その他 | 239 | 239 |
| 繰延税金資産合計 | 17,007 | 25,937 |
| 繰延税金資産純額 | 17,007 | 25,937 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県においてオフィスビル(土地を含む)、倉庫、神奈川県にトラックルームを有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | | | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|--------------------------------|----------|-------|--|--|
| 賃貸等不動産 | 貸借対照表計上額 | 期首残高 | 179,404 | 135,067 |
| | | 期中増減額 | 44,336 | 5,628 |
| | | 期末残高 | 135,067 | 129,438 |
| | 期末時価 | | 88,126 | 85,339 |
| 賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産 | 貸借対照表計上額 | 期首残高 | 138,791 | 135,776 |
| | | 期中増減額 | 3,015 | 1,703 |
| | | 期末残高 | 135,776 | 134,072 |
| | 期末時価 | | 222,474 | 222,467 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、賃貸等不動産の前事業年度の主な減少は、不動産の売却(38,708千円)であります。
3. 期末の時価は、主として直近の「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は次のとおりであります。

(単位：千円)

| | | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|--------------------------------|------------|--|--|
| 賃貸等不動産 | 賃貸収益 | 9,135 | 9,302 |
| | 賃貸費用 | 8,684 | 6,428 |
| | 差額 | 450 | 2,873 |
| | その他(売却損益等) | 12,641 | - |
| 賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産 | 賃貸収益 | 12,007 | 12,406 |
| | 賃貸費用 | 11,649 | 12,983 |
| | 差額 | 357 | 576 |
| | その他(売却損益等) | - | - |

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 管理会社サポート 事業 | インテリア・トータル サポート事業 | その他 | 合計 |
|-----------|----------------|----------------------|--------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 2,437,019 | 1,072,042 | 32,453 | 3,541,515 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高(千円) |
|------------------|---------|
| 株式会社マックスファシリティーズ | 664,868 |
| エリアリンク株式会社 | 469,941 |

(注) 当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 管理会社サポート 事業 | インテリア・トータル サポート事業 | その他 | 合計 |
|-----------|----------------|----------------------|--------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 2,503,795 | 1,101,948 | 23,497 | 3,629,241 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高(千円) |
|------------------|---------|
| エリアリンク株式会社 | 517,127 |
| 株式会社マックスファシリティーズ | 474,711 |

(注) 当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------------|--------------|--------|----------|-----------|-------------------|------------|--------------------|---------|------|--------|
| 主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社三協運輸サービス | 埼玉県越谷市 | 5,500 | 一般貨物運送業 | なし | 関東圏内の配送委託 | 配送委託料の支払(注2) | 257,089 | 未払費用 | 20,573 |
| 役員及びその近親者 | 伊藤 耕昭 | | | 個人事業主 | なし | 当社代表取締役の実弟 | 管理会社サポート業務料の支払(注3) | 8,714 | 未払費用 | 740 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。

2. 取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

3. 管理会社サポート業務料は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------------------------|--------------|--------|----------|-----------|-------------------|------------|--------------------|---------|------|--------|
| 主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社三協運輸サービス | 埼玉県越谷市 | 5,500 | 一般貨物運送業 | なし | 関東圏内の配送委託 | 配送委託料の支払(注2) | 289,352 | 未払費用 | 25,301 |
| 役員及びその近親者 | 伊藤 耕昭 | | | 個人事業主 | なし | 当社代表取締役の実弟 | 管理会社サポート業務料の支払(注3) | 9,898 | 未払費用 | 859 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。

2. 取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

3. 管理会社サポート業務料は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 3,514円70銭 | 4,385円27銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 646円05銭 | 910円57銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) | 当事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) |
|---|---|---|
| 当期純利益(千円) | 111,443 | 157,073 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 111,443 | 157,073 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 172,500 | 172,500 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権1種類(新株予約権の数958個 普通株式23,950株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部[企業情報]第4[提出会社の状況]1[株式等の状況](2)[新株予約権等の状況]」に記載の通りであります。 | 新株予約権1種類(新株予約権の数958個 普通株式23,950株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部[企業情報]第4[提出会社の状況]1[株式等の状況](2)[新株予約権等の状況]」に記載の通りであります。 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 135,818 | 1,400 | - | 137,218 | 39,614 | 8,931 | 97,603 |
| 車両運搬具 | 22,426 | 3,770 | 318 | 25,878 | 18,619 | 2,942 | 7,259 |
| 工具、器具及び備品 | 11,613 | 1,744 | 457 | 12,901 | 9,906 | 1,544 | 2,994 |
| 土地 | 167,124 | - | - | 167,124 | - | - | 167,124 |
| 有形固定資産計 | 336,983 | 6,915 | 776 | 343,122 | 68,140 | 13,417 | 274,982 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 特許権 | 81,090 | - | - | 81,090 | 47,302 | 10,136 | 33,787 |
| 電話加入権 | 451 | - | - | 451 | - | - | 451 |
| ソフトウェア | 102,294 | 25,770 | - | 128,065 | 91,382 | 21,381 | 36,682 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,450 | 4,270 | 10,450 | 4,270 | - | - | 4,270 |
| 無形固定資産計 | 194,285 | 30,040 | 10,450 | 213,876 | 138,685 | 31,517 | 75,191 |
| 長期前払費用 | 6,140 | 24 | 99 | 6,065 | 5,681 | 221 | 383 |

当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 退去立会システム 7,900千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 175,058 | 151,512 | 0.46 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 818,810 | 634,938 | 0.50 | 2023年3月1日～ 2038年12月31日 |
| 合計 | 993,868 | 786,450 | - | - |

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 151,512 | 151,512 | 118,132 | 85,724 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 20 | 30 | - | 20 | 30 |
| 賞与引当金 | 9,801 | 10,210 | 9,801 | - | 10,210 |
| 役員賞与引当金 | - | 12,200 | - | - | 12,200 |
| 役員退職慰労引当金 | 33,904 | 7,434 | - | - | 41,338 |

- 注1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2. 役員退職慰労金規程に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する金額を計上しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 1,369 |
| 預金 | |
| 当座預金 | 738,029 |
| 普通預金 | 183,592 |
| 計 | 921,621 |
| 合計 | 922,991 |

売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------------|---------|
| 株式会社マックスファシリティーズ | 139,888 |
| 三井デザインテック株式会社 | 71,020 |
| エリアリンク株式会社 | 43,845 |
| 株式会社クリーンエージェント | 41,614 |
| 株式会社リブ・マックス | 39,290 |
| その他 | 279,414 |
| 合計 | 615,074 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$ |
| 470,839 | 3,608,292 | 3,464,057 | 615,074 | 84.9 | 54.9 |

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 新品布団 | 13,404 |
| 家具・家電等 | 12,469 |
| 電球 | 1,937 |
| 合計 | 27,811 |

貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 養生テープ等 | 5,343 |
| 切手・印紙 | 117 |
| 合計 | 5,461 |

買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------|--------|
| 松本寝具株式会社 | 17,128 |
| 四万十町森林組合 | 3,202 |
| エクスプライズ株式会社 | 2,227 |
| 株式会社西川 | 1,222 |
| よつ葉 | 750 |
| その他 | 2,163 |
| 合計 | 26,695 |

未払費用

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| 株式会社三協運輸サービス | 25,301 |
| 株式会社HAPPY ADVANCE | 13,884 |
| 株式会社ニッカコーポレーション | 12,682 |
| 安田倉庫株式会社 | 6,812 |
| 株式会社アサヒ | 5,488 |
| その他 | 186,404 |
| 合計 | 250,574 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年3月1日から翌年2月末日まで |
| 定時株主総会 | 事業年度末日の翌日から3ヶ月以内 |
| 基準日 | 毎年2月末日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年2月末日 毎年8月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン |
| 取次所 | 株式会社アイ・アールジャパン 本店 |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.papanets.co.jp |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第26期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) 2021年5月28日 関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

第27期中(自 2021年3月1日 至 2021年8月31日) 2021年11月30日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社パパネッツ
取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 森 脇 淳

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梅 澤 慶 介

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの2021年3月1日から2022年2月28日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パパネッツの2022年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項

| 共同配送収入の会計処理の適切性 | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>【注記事項】（セグメント情報等）に記載のとおり、当事業年度におけるインテリア・トータルサポート事業に係る売上高は1,101,948千円であり、このうち全国ーマン配送ネットワークサービスに係る売上高（以下、「共同配送収入」という。）は671,751千円で、売上高の18.5%を占める。</p> <p>会社は、顧客であるハウスメーカーから新築の戸建・マンションと併せて販売するインテリアのに記載のとおり、配送依頼を受けており、配送完了時に共同配送収入に係る収益を認識しているが、作業現場における追加作業の発生や顧客の債務認識時点の相違等により、会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額との間に差異が発生する場合がある。そのため、管理部では、毎月、会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額とを照合し、計上誤りの有無等の共同配送収入の会計処理の適切性を検証している。</p> <p>共同配送収入の会計処理に関しては、その頻度及び相対的な金額的重要性に加え、当該取引の記録、修正及び承認といった関連する内部統制の整備及び運用状況が有効でない場合には、誤謬等による重要な虚偽表示リスクが存在することになる。よって、当監査法人は、共同配送収入の会計処理の適切性が、当事業年度の財務諸表において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、共同配送収入の会計処理の適切性を検証するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 管理部で実施している会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額の照合結果を入手し、差異が適切に把握され適切に処理されているかを確認することで、共同配送収入に関する内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行った。</p> <p>（２）実証手続 期末売掛金残高に対して下記の監査手続を実施することにより、共同配送収入の会計処理の適切性を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定金額以上及びサンプリングにより抽出した顧客に対して残高確認を実施し、会社が認識している売掛金残高と顧客が認識している債務額との差異の原因に、会社が認識していない（あるいは認識すべき）重要な差異が含まれていないかどうかを確かめた。 ・ 残高確認の対象外の顧客については、管理部で管理している請求額と入金額とのアンマッチリストを閲覧し、会社が認識していない（あるいは認識すべき）重要な差異が含まれていないかどうかを確かめた。 |

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。